

## 産後ケア事業のご案内

～産後の安心サポート～



R7.4月～

出産後のお母さんや赤ちゃんが安心して過ごせるようにサポートします。  
体調が良くない、授乳がうまくいかず辛い、赤ちゃんのお世話の仕方がわからない、自宅での子育てを手伝ってくれる人がいなくて不安などの場合、産後ケア事業をご利用ください。

## 利用できる方

- 田尻町在住の産後1年未満の産婦と乳児
- ※但し、医療行為が必要、感染症疑いがあるお母さん、赤ちゃんは利用できません。

## ケア内容及び自己負担額

- 母へのケア（母体の健康相談、乳房ケア、休息の確保 等）
- 児へのケア（乳児の健康状態の確認、体重等の発育の確認 等）
- 授乳相談、沐浴の実施もしくは相談、児へのかかわり方の相談、育児相談 等

※上記以外のケアをご利用された場合は別途自己負担が必要となります。



	食事	利用者負担金 ※1		利用期間
		課税世帯	非課税世帯・ 生活保護世帯	
ショートステイ （宿泊のご利用） 原則午前10時～翌日午前10時	1泊3食	1泊2日：3,300円 （多胎児加算1500円）	1泊2日：1650円 （多胎児加算750円）	合わせて 7日間まで
ディサービス （日帰りのご利用） 原則午前10時～午後7時	1日2食	1日：1,800円 （多胎児加算900円）	1日：900円 （多胎児加算450円）	
短時間ディサービス 原則2時間程度	なし	2時間：490円 （多胎児加算240円）	2時間：245円 （多胎児加算120円）	3回まで

※1 利用者負担金は施設でお支払いください。

## 利用方法

田尻町健康課での事前申請（原則、利用希望日の3日前まで）が必要です。

1. 利用申請： 「産後ケア利用申請書兼情報提供書」に必要事項を記入し、健康課に提出してください。  
＜持ち物＞母子健康手帳・印鑑

※申請受付の際に、現在の母子のご様子や希望のケア内容等をお伺いいたします。  
※ご利用されるご本人(母)以外の、代理の方の申請も可能です。(退院前の申請可)

2. 利用決定： 健康課にて利用の可否の検討及び施設と希望日時調整を行い、決定後「産後ケア事業利用承認決定通知書」をご自宅へ郵送します。
3. 利用： 「産後ケア事業利用決定通知書」をご持参の上、ご利用ください。

## 利用の取消し・変更

○利用の申請内容の変更や利用の辞退をする場合は、利用施設に直接連絡するとともに、「産後ケア事業利用変更申請書」を健康課まで提出してください。  
(キャンセル料が発生する場合があります)

○何らかの理由で利用を中断した場合は、1日分(1回分)を利用したものとし、一部負担金をお支払いください。ただし、ショートステイについては、午後7時までに利用を中断した場合は、デイサービスに切り替えて利用したものとしますので、その額をお支払いください。

## 利用に必要なもの

母子健康手帳・保険証・必要な母子の衣類、洗面用具、オムツ、おしり拭き、ミルク、哺乳瓶等、各施設のご案内ちらしをご覧ください。

## 利用できる施設

施設名	住所	電話番号	ショート	デイ	短時間デイ	利用可能年齢
谷口病院	泉佐野市大西 1-5-20	463-3232	○	○	○	産後4か月未満
笠松産婦人科	阪南市鳥取中 192-2	471-3222	○	○	○	
おさきマタニティ クリニック	貝塚市堀2丁 目19-5	423-1103	○	○	○	
あかねレディース クリニック	貝塚市石才 552	436-3541	○	○	○	産後3か月未満
阪南市民病院	阪南市下出 17	471-3321	○	○	○	産後1年未満
きた助産院	泉佐野市上之 郷5090-5	475-7313	○	○	○	

## その他注意点等

- ・施設により利用できる月齢が異なります。詳細は健康課までお問合せください。
- ・きょうだいのご利用は原則できません。申請の際にご相談ください。
- ・利用時期が年度をまたぐ場合は、新年度に新規申請が必要です。

問い合わせ先・窓口

田尻町民生部健康課(たじりふれ愛センター内)

電話:072-466-8811 FAX:072-466-8841